

山梨県障害者工賃向上計画

平成28年1月

山梨県

目次

- 1 はじめに
 - (1) 計画策定の趣旨・目的
 - (2) 計画の性格と役割
 - (3) 計画の対象期間
 - (4) 対象事業所
- 2 本県の現状と課題
 - (1) 対象事業所数、利用者数の状況
 - (2) 工賃の状況
 - (3) 工賃向上に当たっての課題
- 3 目標工賃
 - (1) 目標工賃の考え方
 - (2) 地域で生活をするための標準的経費
 - (3) 山梨県の目標工賃
- 4 推進方策
 - (1) 取組の視点
 - (2) 重点項目
 - (3) 具体的な推進方策
- 5 工賃向上に向けた役割
 - (1) 県
 - (2) 事業所
 - (3) 市町村
 - (4) 民間企業等
- 6 その他
 - (1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表
 - (2) 工賃向上計画の進捗管理

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

障害のある方が夢や希望をもって地域で自立した生活を送るためには、就労を通じた社会参加を実現することが重要です。一人ひとりの適性や能力に応じて、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難な方には就労継続支援 B 型事業所等の福祉的就労の場における工賃水準の向上を図り、経済的基盤を支える必要があります。

これまでも本県では「山梨県工賃倍増 5 か年計画（平成 19 年度～23 年度）」や「山梨県工賃向上計画（平成 24 年度～26 年度）」を策定し、工賃向上に取り組んでまいりました。

また、この間、平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、本県においても独自の取組を盛り込んだ調達方針を策定し、事業所からの調達を進めてきたところです。平成 26 年度末で「山梨県工賃向上計画（平成 24 年度～26 年度）」が終了しましたが、平成 26 年度平均工賃（月額）は「15,230 円」で、目標とした「18,000 円」には達せず、残念ながら、障害基礎年金の収入等を合わせても、障害のある方が地域で自立した生活をするための水準には届いておりません。工賃実績は増加傾向にありますが、更なる引き上げを図るため、新たに「山梨県障害者工賃向上計画」を策定し、事業所、県、市町村、企業等が一体となって障害のある方の工賃向上を目指すこととします。

国においても平成 27 年 3 月に「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」を一部改正し、平成 27 年度以降においても更なる工賃向上に向けた取組を推進することとしたことから、本県としてもこの指針の内容に沿って、本計画を策定し、引き続き障害のある方の経済的な自立に向けて取り組んで参ります。

山梨県工賃倍増 5 か年計画（平成 19 年度～23 年度）

山梨県工賃向上計画（平成 24 年度～26 年度）

山梨県障害者工賃向上計画（平成 27 年度～29 年度）

(2) 計画の性格と役割

この計画は、「山梨県障害者プラン 2015」で「重点的に取り組む施策」として示した「雇用・就労支援の強化」を具体的に進めるための行動計画となるものです。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促していくものであるとともに、県・市町村等の関係行政機関や事業者団体、地域の商工農業団体等との関係者による、官民一体となった取組の推進を目指すものです。

(3) 計画の対象期間

この計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とします。

(4) 計画の対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援 B 型事業所とします。

なお、就労継続支援 A 型事業所、生産活動を行う生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、

「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象としますが、目標工賃の算定には含めないこととします。

用語解説

就労継続支援 B 型事業所とは

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援 A 型事業所とは

企業等に雇用されることが難しい障害のある方に対し、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

生活介護事業所とは

常時介護等の支援を必要とする障害のある方に対し、日中の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

地域活動支援センターとは

在宅の障害者が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や経済的自立を目指す施設です。

2 本県の現状と課題

(1) 対象事業所数、利用者数の状況

工賃向上計画がスタートした平成 18 年度と比べると、対象事業所（就労継続支援 B 型事業所）数は 1.8 倍、延利用者数も 2 倍を超えています。 延利用者数 H18 8,610 人、H26 18,420 人

(2) 工賃の状況

本県の平均工賃（月額）は、平成 18 年度は 10,736 円で、全国平均（12,222 円）を大きく下回っていましたが、その後、各事業所の取組により、平成 25 年度は 15,449 円と 4,713 円アップしました。

なお、平成 26 年度は、前年度から 219 円減少し、15,230 円となったところですが、全国平均の 14,838 円を上回り、全国で 22 位となっています。

< 本県の工賃状況 >

					(単位:円)
就労継続支援B型事業所	H26年度	H25年度	H24年度	H23年度	H18年度
山梨県	15,230	15,449	14,483	13,776	10,736
全国平均	14,848	14,437	14,190	13,586	12,222

最高は福井県 20,501 円、最低は大阪府 10,763 円

また、平成 18 年度では 10,000 円を下回る事業所の割合が約 60%を占めておりましたが、平成 26 年度では約 40%と減っています。しかし、工賃水準別の割合では 5,000 円～9,999 円の事業所の割合が最も多い状況は変わらず、工賃の底上げが必要な状況です。

< 工賃水準別の事業所数 >

平均工賃月額		事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	
	(円)	(H26分)		(H25分)		(H24分)		(H18分)		
30,000	～	49,726	6	7.06%	8	10.67%	7	9.33%	2	4.26%
20,000	～	29,999	8	9.41%	6	8.00%	5	6.67%	3	6.38%
15,000	～	19,999	15	17.65%	10	13.33%	12	16.00%	5	10.64%
10,000	～	14,999	22	25.88%	17	22.67%	17	22.67%	8	17.02%
5,000	～	9,999	26	30.59%	28	37.33%	28	37.33%	15	31.91%
3,000	～	4,999	8	9.41%	6	8.00%	6	8.00%	14	29.79%
事業所数	計		85	100.00%	75	100.00%	75	100.00%	47	100.00%

最高額 49,726 円 / 月、最低額 3,000 円 / 月

同じ就労継続支援 B 型事業所であっても、このように平均工賃月額には大きな開きがあり、月額で 30,000 円以上の事業所が存在する一方、10,000 円に満たない事業所が相当数あります。

理由として、

障害特性から作業能力が高い者がいる事業所がある一方、障害特性から作業能力が低く、工賃を稼ぐより、日中の居場所的な存在となっている事業所があることが挙げられます。

とくに、のタイプの事業所について、工賃を上げることが不可能な理由として、利用者のケアに時間がかかり、職員に工賃向上の取り組みを考える時間的・精神的な余裕がなく、結果として作業量等を増やすことができず、工賃が上がらないという悪循環があります。

(3) 工賃向上に当たっての課題

このように工賃実績の分析や事業所等からの聞き取りを踏まえると、次の課題が考えられます。

- ・職員、特に経営者等の管理職の工賃向上に対する取り組みの格差
- ・発注側と受注側（事業所）の需給のミスマッチ
- ・利用者の能力と請ける作業のレベルが合っていない
- ・事業所が供給する物品等の情報発信不足
- ・商品開発力の格差
- ・自主製品の品質の向上・販売強化の取組が不十分

これらの課題を解決するため、県や事業所においては、目標工賃達成の実現に向け、具体的方策に取り組むことが必要です。更に国や市町村、企業、関係団体とも協働しながら、官民一体となって工賃向上に取り組んでいくことも必要です。

3 目標工賃

(1) 目標工賃の考え方

平成 27 年 3 月 24 日付け障発 0324 第 3 号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が示した「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとされています。

(2) 地域で生活をするための標準的経費

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、工賃と障害年金をはじめとする社会保障給付費等による収入が、最低生活費を上回ることが必要となります。

この最低生活費を生活保護費とした場合、最低でも月 10 万円程度の収入が必要となり、障害基礎年金（2 級：65,008 円）を差し引くと、工賃として 3 万 5 千円程度の収入が必要となります。

試算モデル

甲府市在住 20 歳、一人暮らし、障害基礎年金 2 級受給者、就労継続支援 B 型事業所を利用（市町村民税非課税世帯で、障害福祉サービスは無料）

(3) 山梨県の目標工賃

地域で生活をするための標準的経費で不足する 3 万 5 千円の収入確保に向けて、計画期間である平成 29 年度に達成すべき県の目標工賃の設定にあたっては、現在の本県の工賃水準やこれまでの工賃向上の取組の効果を勘案し、月額 20,000 円以上とし、目標達成に向け取り組んで参ります。

目標工賃	平成 27 年度	17,000	円(平均工賃月額)
	平成 28 年度	18,500	円(平均工賃月額)
	平成 29 年度	20,000	円(平均工賃月額)

なお、本計画の目標工賃は、県全体の目安として設定したものであり、各事業所においては、それぞれの実情に応じて目標工賃を設定して取組む必要があります。

4 推進方策

各事業所の課題の解決を図り目標工賃を達成するため、取組の視点と重点項目を掲げ、これらを連動させながら工賃向上に取り組んで参ります。

(1) 取組の視点

自主性、主体性の尊重

- ・全ての対象事業所が工賃向上計画を作成し、法人役員等の経営陣、事業所職員、利用者、家族等が各事業所の課題を把握・整理し、自主性・主体性をもって工賃向上に取り組むことが必要です。

意識改革と人づくり

- ・事業所が工賃向上に取り組むためには、福祉サービスの専門性に加え、経営的な知識やノウハウが必要です。事業所職員はもちろんのこと、特に法人経営陣の理解が必要であり、事業所に関係する

者が使命感を認識し一体となって取り組むことが必要です。

利用者の特性に応じた支援

・個々の事業所の利用者の特性に応じた作業を幅広く用意するとともに、作業が効率的に進むための作業マニュアル等を整備し、全ての利用者が作業に参画し、工賃向上の担い手となるように配慮することが必要です。

(2) 重点項目

多業種交流

・事業を展開するに当たっては、福祉分野に留まらず、地域の農業者や企業関係者、学校等との交流する機会を拡大します。

行政との協働

・「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行され、各自治体は積極的に障害者就労施設等からの物品調達に取り組んでいるところです。事業所はこの機会を逃すことなく、積極的に行政と協働する取組を推進します。

障害の特性に応じた作業環境の整備

・個々の事業所において、サービス等利用計画の策定作業を通じ、障害者就労施設等の利用者の特性を踏まえるなかで、実際の作業の工程においてどのような作業が適しているかを判断し、一人一人の利用者が働くことを意識できる環境作りを目指します。

共同受注窓口を核とした連携の強化

・これまでも共同受注窓口を設置し、事業所と企業等との連携強化や事業開拓支援等に取り組んできましたが、今後はこれらに加えて、事業所間の情報共有や連携の強化を促進します。

(3) 具体的な推進方策

各事業所の工賃向上計画に基づいた主体的な取組を推進するため、県として次のような支援を行います。

各種セミナー等の開催による支援

・共同受注窓口等が実施するセミナーの開催により、経営陣から現場職員まで工賃向上に関係する職員全員が工賃向上の意義を理解し、福祉的支援のみならず、企業的経営手法の習得と実践を促進します。

・なお、セミナー開催に当たっては、全ての事業所を対象とした画一的な内容とするのではなく、事業所の現状やニーズ、目標に応じたオーダーメイド的な支援をする等、事業所のモチベーションを高める工夫をします。

・また、相談支援事業者向け研修等への新たなフォローアップ研修の追加や事業所間の情報交換会の開催などにより、人材の育成・強化を図っていきます。

民間の専門技能活用支援

・企業等において専門技能を有する多様な人材を、事業所のニーズに応じて派遣し、新たな自主製品づくりや品質の向上支援に取り組みます。

共同受注に対する支援

・一事業所だけでは実施が困難な大規模受注を、複数事業所が参加することにより実施ができるよ

う、事業所間での情報共有や連携を進め、共同受注可能な体制づくりを促進します。

情報発信・情報共有

・障害者就労施設等への発注促進に向けて、県のホームページや、やまなし就労支援ポータルサイト「はたらき甲斐 net」等の活用を図り、県民及び企業等への普及啓発を強化します。

障害者優先調達推進法に基づく取組の推進

・障害者優先調達推進法に基づき、毎年度の調達方針を策定し、出先機関を含めた全庁的な取組を推進し、調達実績額の増額に取り組みます。

・また、市町村における取組を推進するとともに、民間企業に対しても理解を求め、障害者就労施設等への優先的な発注促進に取り組みます。

農業をはじめとする他分野への進出支援

・県内の一部事業所では、自らが栽培した農作物のスーパーマーケット等での販売や、農作業の施設外就労・施設外支援による役務の提供などの取り組みが進んでいますが、これら農業等、他分野への進出する取り組みに対し、情報提供や民間の専門能力の活用等により支援します。

用語解説

施設外就労とは

利用者が施設内で作業等を行うのではなく、実際に企業等に施設職員とともに数名からなるユニットとして赴き、役務の提供などを行って対価としての工賃を得るもの。

施設外支援とは

利用者が施設内で作業等を行うのではなく、実際に企業等に赴き、役務の提供などを行って対価としての工賃を得るもの。施設外就労との違いとして、施設職員が企業等に赴かず、受入先の職員の指示に従って作業を行う。

5 工賃向上に向けた役割

(1) 県

県は、「山梨県障害者の工賃向上計画」の実施主体として、本計画に記載した推進方策を展開し工賃向上の実現に取り組むとともに、計画の進捗管理に努めて参ります。

(2) 事業所

各事業所は、自ら工賃向上計画を作成し、職員及び利用者とともに工賃の向上に主体的に取り組むこととします。

なお、取組に当たっては、次のことに留意することとします。

事業所の経営者と全職員、利用者及び利用者の家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと。

事業所は、それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、毎年度当初に前年度の実績額や取組内容の検証を行い、計画の見直しを行うこと。

県や市町村、企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること。

福祉業界に留まらず多業種とのネットワークの構築に努めること。

(3) 市町村

工賃向上に当たっては、地域で障害者を支援する仕組みを構築することが重要であることから、市町村は事業所に対する支援内容の検討を行い、事業所に対する積極的な支援が必要となります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき積極的な発注が求められます。

< 想定される取組事例 >

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・主催イベントでの障害者就労施設等の出店、販売会の開催
- ・障害者優先調達推進法に基づく取組推進と発注業務の拡大
- ・庁舎等を活用した商品販売スペースの提供等

(4) 民間企業等

国の指針においても、「工賃向上に当たっては、産業界等の協力を求めながら官民一体となった取組を推進すること。」とされており、企業等においては、障害のある方の理解を深め、事業所を活用した発注の可能性の検討、その後の発注等、積極的な取組が求められます。

6 その他

(1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表

厚生労働省が毎年度実施する「工賃実績調査」を通じて、事業所の工賃実績を把握するとともに、県のホームページ等で公表します。

(2) 工賃向上計画の進捗管理

計画的な取組を着実に実行するため、毎年度、実績と課題の把握を行い、次年度の取組に活かして参ります。